

第36回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月8日（月）午後3時00分～午後3時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 島田 信成
 - 2番 清水 和夫
 - 3番 松島 章倫
 - 4番 天谷 雄一
 - 5番 諸井 政男
 - 6番 武井 輝行
 - 7番 高田 洋子
 - 8番 天谷 豊
 - 9番 金子 節夫
 - 10番 横山 正行
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主任 大澤 勇太
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第 100号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 議案第 101号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第 102号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第 49号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第36回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（吉田）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第36回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号9番金子節夫委員、同じく10番横山正行委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第100号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。1番について、事務局より説明願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第100号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和2年6月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。6月5日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は一部、木が生えている状況でしたが、譲渡人がその木を伐採、伐根した後に譲受人へ引き渡す約束になっていること、譲受人が適正に耕作していくということを代理人を通じて確認しております。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>続きまして議案第101号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案第101号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和2年6月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては3ページから6ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>6番（武井）</p>	<p>6番武井です。6月5日に事務局と2班で行いました。申請地については、大字鶉新田字内ノ原地内、案内図は資料の3ページ、付近状況図は4ページを参照してください。申請地を通路用地に転用したいとの申請で、農地区分は第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定</p>

会長（天谷）	<p>いたします。</p> <p>続きまして2番、3番については関連がありますので、一括で審議します。事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>番号2番及び3番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては7ページから15ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。</p>
6番（武井）	<p>6番武井です。6月5日に事務局と2班で行いました。申請地については、大字狸塚字店地内、案内図は資料の7ページ、付近状況図は8ページを参照してください。申請地は地目山林ですが農地として利用され、農地区分は第1種農地と判断されます。しかし今回の転用目的が農業用施設であるため、不許可の例外に当たります。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして4番について事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>番号4番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては16ページから18ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。</p>

会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。
5 番（諸井）	5 番諸井です。6 月 5 日に事務局と 2 班で行いました。申請地については、大字赤堀字大谷原地内、案内図は資料の 16 ページ、付近状況図は 17 ページを参照してください。申請地は市街地近傍区域内農地のため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。2 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第 102 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。1 番、2 番については関連がありますので、一括で審議します。事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第 102 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和 2 年 6 月 8 日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号 1 番及び 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、19 ページから 22 ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
10 番（横山）	10 番横山です。6 月 5 日に事務局と 2 班で行いました。申請地は大字篠塚字馬場地内、案内図は資料 19 ページ

10番(横山)	ジ、付近状況図は20ページを参照してください。申請地はその他農地に該当し、第2種農地と判断されます。今回の申請が許可後されれば、周辺農地はほとんどなくなるような状況です。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして3番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、23ページから26ページを参照してください。以上です。
会長(天谷)	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
6番(武井)	6番武井です。6月5日に事務局と2班で行いました。申請地は大字中野字荒神地内、案内図は資料23ページ、付近状況図は24ページを参照してください。申請地は公共施設近距離区域内農地に該当し、第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。
会長(天谷)	担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

会長（天谷）	<p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして4番について事務局より説明を願います。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
5番（諸井）	<p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、27ページから30ページを参照してください。以上です。</p> <p>5番諸井です。6月5日に事務局と2班で行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料27ページ、付近状況図は28ページを参照してください。申請地はその他農地に該当し、第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告第49号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局(國府田)

報告第49号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和2年6月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。

こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から2番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、31ページから32ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。

会長(天谷)

以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第36回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和2年7月10日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 金子 節夫

委員 横山 正行